啓発冊子「男性のワーク・ライフ・バランス」を作成しています

誰でも仕事に没頭したい時期もあれば、子育てを優先したい時期、介護や病気などのため、仕事をセーブしなければならない時期もあるでしょう。

そのときどきの事情に合わせて、希望どおりに仕事と家庭生活などのバランスを取ることができる、そんな多様な働き方やライフスタイルを選択できる環境を目指して、企業などでの「働き方改革」の取組が進められています。

社員一人ひとりが、生活の充実について考えるきっかけにしてみませんか。

冊子が必要な場合はご連絡ください。

冊子（PDF版）は広島市のホームページから入手できます。

男性のワーク・ライフ・バランス　広島市　検索

応募先及び問合せ先

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課

〒730-8586　広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電話 082-504-2108　FAX 082-504-2609
E-mail: danjo@city.hiroshima.lg.jp

第19回

広島市男女共同参画推進事業者表彰

男女ともに働きやすい職場づくりを応援します！

広島市では、女性の能力発揮や職域拡大、
仕事と家庭や子育て・地域活動等との両立支援などに
積極的に取り組まれている事業者を表彰します。
みなさんの応募をお待ちしています。

募集期間　令和5年12月1日（金）▶令和6年2月15日（木）必着

❶ 応募対象事業者

▶次のいずれかの取組を行っている、広島市内に本社・本部を置く事業者。
企業だけでなく、協同組合、公益的法人、特定非営利活動法人（NPO法人）なども対象になります。

●従業員に対して、仕事と家庭・地域活動等の両立の支援を行っている。

(1) 育児・介護休業制度が整備・活用されている。（男性の育休取得奨励など）
(2) 仕事と地域活動の両立ができる制度が整備・活用されている。
(3) その他、柔軟な働き方ができる制度が整備・活用されている。　など

●女性の能力発揮、職域拡大などに積極的に取り組んでいる。

(1) 女性の管理職を積極的に登用している。
(2) 女性の職域拡大に積極的に取り組んでいる。
(3) 女性の再就職を積極的に支援し又は受け入れている。
(4) その他、女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる。　など

●その他男女共同参画推進に向けた特色のある取組を進めている。

(1) 男女共同参画推進に関する研修等について積極的に実施又は参加している。
(2) 事業所運営（職場環境整備、福利厚生を含む）に従業員（男女とも）の意見が反映されている。
(3) 事業者の宣伝や社内広報等で男女共同参画の視点を取り入れている。　など

※次の事業者は対象外とします。

- 各種法令に違反している事業者
- 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- 広島市の指導調整団体及び広島市が2分の1以上出資又は職員を派遣している団体

広島市は、「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の構成員です。

② 応募方法

▶応募用紙に、事業者の概要、取組、応募者名又は推薦団体名等を記入し、広島市へEメール、FAX、郵便等により提出してください。

▶応募用紙は、広島市のホームページ（ https://www.city.hiroshima.lg.jp/index2.html）の「総合トップページ」→「市政」→「男女共同参画」→「企業、団体の方」からもダウンロードできます。

男女共同参画推進事業者表彰　広島市　検 索

▶自薦（事業者又は従業員の方による応募）、他薦（経済団体、労働者団体等による推薦）を問いません。

③ 選　考

▶応募又は推薦いただいた事業者について、選考委員会の意見を基に市長が決定し、「広島市男女共同参画推進事業者」として表彰します。

▶なお、選考にあたっては、事前に調査票の提出を依頼するとともに、取組状況やその実績等についてお尋ねします。

④ 表　彰

▶令和6年6月23日～29日の男女共同参画週間の期間中又はその前後に、市長が表彰を行います。

　表彰された事業者については、広島市ホームページなどで取組内容等を広く市民にPRするとともに、ロゴマークを付与します。

表彰事業者ロゴマーク ▶ 広島市男女共同参画表彰事業者

⑤ 優遇措置（令和5年9月末現在）

▶この表彰を受けた事業者は、本市の次の制度を利用できます。

⑴ **入札制度における優遇措置**

- 競争入札参加資格審査申請業者（建設工事、建築物清掃及び常駐警備）について等級による格付を行う際に加点
- 総合評価方式による競争入札の際に加点

⑵ **男女共同参画・子育て支援資金による中小企業に対する低利融資**

男女共同参画・子育て支援資金特別融資制度

▶職場における仕事と子育ての両立支援などに積極的に取り組む市内中小企業者等の皆様を支援するための融資制度です。令和5年度の概要は次のとおりです。

※融資の決定にあたっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。

資金使途	運転資金・設備資金	融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資限度額	8,000万円以内	融資利率	年1.2%以下

第18回 被表彰事業者の取組を紹介します

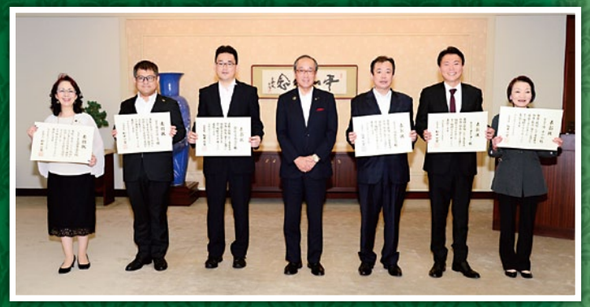

一般表彰

株式会社清・さやか
〈ビルメンテナンス業〉

▶積極的な働き方改革の実施。働き方改革推進担当に役員を配置。

▶昇進･昇格につながる資格の取得を奨励。

▶働き方改革で培った「多様性･変化への適応」の風土から、近年は障害者雇用･支援にも力を入れ、今後は人材の多様性への適応を図っている。

株式会社タイヨー
〈廃棄物収集・処理、リサイクル業〉

▶育児と仕事の両立のための、企業内保育園の設置、社宅費用補助など。

▶職種上、男性職場のイメージであるが、女性の現場での活躍を、ホームページなどで積極的にPRすると、企業イメージが向上し求人数が増加。

▶人事評価を成果･能力･態度という3本の評価軸で評価し、性別によって優劣が発生しない制度を設置。評価結果に対する納得感や、各人のモチベーション向上に寄与。

社会福祉法人福祉広医会
〈社会福祉・介護事業〉

▶育児･介護休業を取得した職員が円滑に職務復帰できるよう「職場復帰プログラム基本計画」を策定。休業中、上司や担当者が相談に応じるなど働きやすい職場環境づくりを実践。

▶事業所内で職員の子ども、親など家族を対象とした見守りを実施。

▶業務に関連する資格取得費用を貸与する制度を設置。取得した資格を活かした配置転換により職場が活性化。

八千代工業株式会社
〈製造業〉

▶男性は配偶者出産から1年間、女性は育休明けから1年間に特別有給休暇10日を付与する「育児に伴う特別休暇制度」を設置。

▶管理職職員へ向けたメンタルヘルス関連の研修や勉強会を定期的に実施。

▶女性活躍推進のためには女性だけでなく男性の働き方改革も重要という認識のもと、男性メンバーを含めた女性活躍推進プロジェクトを推進。

特別表彰

表彰受賞後10年を経過してもなお男女共同参画の取組の更なる充実に努めている。

株式会社第一ビルサービス　第7回被表彰事業者
〈ビルメンテナンス業〉

▶女性社員を現場責任者やプロジェクトチームのリーダーなど、管理職へ登用。

▶職場復帰後は育児短時間勤務制度（1日2時間の時短、週1回の休み）を設け育児支援を行う。

過去10年間に新しく開始した制度や取組

▶新たな勤怠管理システムの導入により、勤怠実績や適性を考慮した配置転換を進めた結果、長時間勤務の減少、有給休暇取得率の増加に繋がった。

▶人事制度の刷新により職能等級制度、昇進要件を明確にし、昇進できる条件を周知したところ女性の管理職が増加。

ひろしま管財株式会社　第7回被表彰事業者
〈総合ビルメンテナンス業〉

▶育児短時間勤務が、法定の3歳を超えて最大10歳まで延長可能。

▶正社員転換規程を作成し、非正規社員を積極的に正社員へ登用。

過去10年間に新しく開始した制度や取組

▶休暇新設や所定労働時間の変更、短時間労働など、不妊治療を受ける者が働きやすい環境づくり。

▶本社女性社員は主に事務部門への配置であったが、現在は営業部門で男性が担当していた現場管理に積極的に採用し配置している。